

## 初・再診料引き上げへ

### 自己負担 数円～数十円増

来年10月の消費増税に伴い、医療機関にかかる際の料金や入院料が、同月から引き上げられる。具体的な増額幅は年明け以降に決まるが、初・再診料の自己負担は数円～数十円増える見通しだ。

厚生労働省が21日、中央社会保険医療協議会（中医協＝厚労相の諮問機関）の分科会で、消費増税に対応する診療報酬改定案を示し、おおむね了承された。医療機関が医療機器などを買う時には消費税がかかることになった。

(11/2  
朝)

るが、患者が窓口で払う料金は非課税のため、医療機関に負担が生じる。このため、診療報酬を引き上げて医療機関の負担を減らす。改定案は、現在28820円の初診料とマ220円の再診料などを上げるとした。

これに伴い、患者が自己負担する額（年齢や年収によって1～3割）も増える。消費税が5%から8%になつた2014年度の増税対応で補えたのは、医療機関全体で負担増分の92・5%。病院は85・0%にとど

まつた一方、診療所は11・2%。ばらつきをなすため、病院の負担軽減を手厚くし、入院基本料の引き上げ幅を大きくする方針だ。入院基本料は、医療機関の種類や規模に応じて決まっている。（西村圭史）